

与謝野町に移住・定住した方の新規創業事業を支援します

与謝野町では、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、都市部から本町への移住及び定住後の新たな創業の促進を図るために、創業に必要な経費の一部を支援します。

記

1 補助事業名

与謝野町移住者新規創業事業

2 補助対象者

次の①～⑤の全てを満たす方

- ①前住所地（平成27年国勢調査において大都市圏又は都市圏に位置する市町村で人口集中地区に設定された地区に限る）での居住期間が1年以上であること
- ②申請の時点で本町へ転入して1年以内であること、または令和3年12月31日までに本町へ転入する予定であること
- ③申請時点で創業をしている者又は当該時点から令和3年12月31日までに創業を予定していること
- ④本町に3年以上在住する予定であること
- ⑤世帯の構成員に本町の市町村税を滞納している者がいないこと

3 補助対象経費

移住後の新規創業に係る経費

4 補助率及び上限額

補助率 3分の2以内

上限額 50万円以内

5 募集期間

令和3年7月15日（木）～令和3年12月28日（火）

【取材・問い合わせ先】

与謝野町役場商工振興課 担当：荒木  
電話：0772-43-9012